

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	行政部 令和2年度分(必要に応じて令和元年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 2 年 10 月 23 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 28 日
担 当	行政部 行政課 (TEL 214-4904)

意見	措 置 状 況
1 岐阜市個人情報保護審議会委員に対する報酬の支給について 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第2項は、月額又は年額以外をもって定める報酬は、その職務を行った都度、支給すると規定している。 郵送又は電子メール等により委員に意見を求める場合も職務を行ったと考えられるが、岐阜市個人情報保護審議会において、郵送又は電子メール等を用いて持ち回りの方法により会議を開催した場合は、委員に対し報酬を支給していなかった。 今後は、同条例に定める「職務」の内容で判断し、委員に対する報酬の支給について検討されたい。	岐阜市個人情報保護審議会において令和2年5月1日に実施した持ち回りの方法による審議に関し、諮問事案の内容や意思決定に鑑み、報酬の支給を要すると判断し、同年11月25日に委員に報酬を支給した。